

地域密着型サービス運営推進会議開催の手引き

江東区 福祉部 福祉課 事業者指定係

(令和5年1月)

1 「運営推進会議」とは

「運営推進会議」とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の規定に基づき、地域密着型サービス事業者が自ら設置するもので、利用者の家族や地域住民の代表者等に、提供しているサービス内容を明らかにすることにより、事業者による利用者の抱え込みを防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的としています。

2 運営推進会議の開催準備

(1) 運営推進会議の設置主体

事業者が自ら設置・開催・運営します。

(2) 運営推進会議の開催時期・回数

認知症対応型共同生活介護	概ね2月に1回以上（年6回）開催
小規模多機能型居宅介護	概ね2月に1回以上（年6回）開催
認知症対応型通所介護	概ね6月に1回以上（年2回）開催
地域密着型通所介護	概ね6月に1回以上（年2回）開催

(3) 運営推進会議の構成員

① 構成員は以下のとおりです。（全構成員が揃う必要はありません）

- ア 事業所の管理者や従業者又は事業者代表者
- イ 利用者又は利用者の家族
- ウ 地域住民の代表者
- エ 区職員又は当該事業所を管轄する地域包括支援センター職員
- オ 各地域密着型サービス等について知見を有する者等

② 「地域住民の代表者」とは、町会・自治会役員、民生委員又は老人クラブの代表者等をいい、「地域密着型サービス等について知見を有する者」とは、学識経験者、他法人事業所等管理者、高齢者福祉施設等ボランティア又はその他の高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者をいいます。

例示しますと以下の方々があげられます。

ア 地域住民の代表者・・・

事業所が所在する町会・自治会の会長副会長、婦人部部長、老人クラブ会長、民生児童委員、建物オーナー、近隣保育園の園長、消防署、消防団、近隣スーパーの店長等、近隣小・中学校長等

イ 地域密着型サービス等について知見を有する者・・・

他の介護保険事業所職員、近隣医療機関の医師、看護師、認知症サポーター、認知症キャラバンメイト等

③ 運営推進会議の参加依頼については、各事業者から行い、くれぐれも無理

に参加を依頼しないでください。

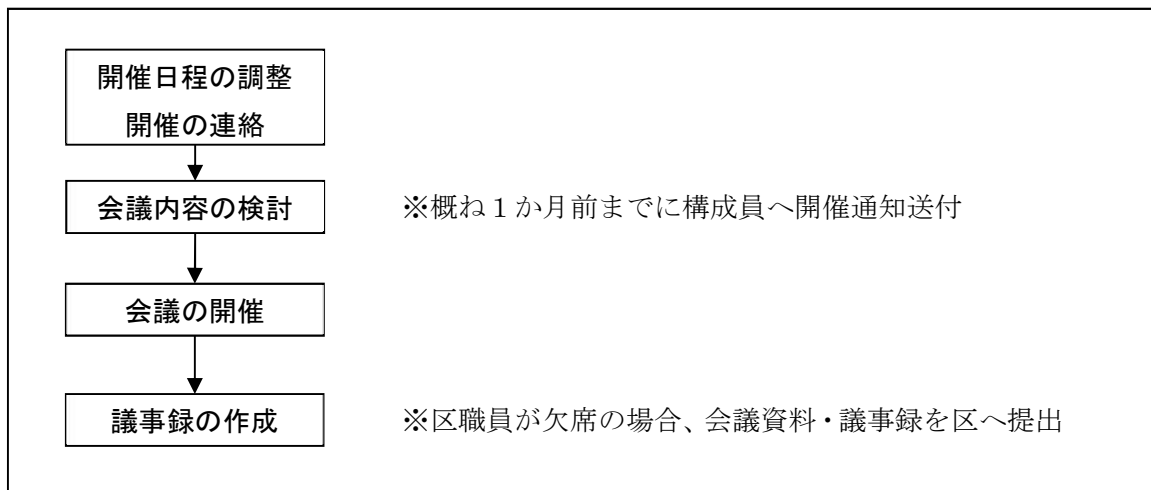
また、地域の代表者である町会・自治会長等、外部の方に対しては、丁寧な参加依頼を行ってください。

なお、事業所の所在する町会・自治会等の参加が困難な場合は、近隣の町会・自治会等の方に依頼することも可能です。

- ④ 運営推進会議の事務局は、当該事業所の職員が務めてください。

3 運営推進会議の開催

3-1 対面開催・オンライン開催の場合



(1) 開催日程の調整

開催する曜日は、平日・土曜日（日曜・祝日は除く）、時間帯は、概ね9時（開始）～19時（終了）の間で、事業所の業務体制や多くの方が参加しやすい曜日・時間帯を考慮して、開催日時を設定してください。

※ 例年、3月に開催日が集中する傾向があります。利用者家族や地域の方などの参加者にとって繁忙期であることを考慮して、あらかじめ年間計画を立てるなど余裕を持って日程調整を行うよう努めてください。

(2) 開催の連絡

構成員の都合を事前に確認したうえで、開催予定日の概ね1か月前までに日程調整を行い、別紙「開催通知（参考様式1）」を各参加者へ送付してください。

（メール、FAX、郵送等）

(3) 会議の内容

運営推進会議の内容については、事業所ごとに決めてください。

運営推進会議の当日配付資料等は、別紙「運営状況報告書」（参考様式2）を参考に作成してください。

（例）

- ① 要介護度別の登録者数、平均年齢、平均要介護度、男女比、区外登録者数
- ② 日常のサービス提供状況や、季節ごとのイベント等（家族会、敬老行事、クリスマス会、保育園との交流等）

- ③ 事故やヒヤリハットの件数、発生状況と今後の事故防止に向けた取組方針改善策の報告
 - ④ 利用者の健康管理に係る事業所の取組み(熱中症、脱水症や感染症の予防、防止策)
 - ⑤ 防災対策の取組み(消防計画の内容や非常災害時対策、避難訓練の実施状況など)の報告
 - ⑥ 地域連携(地域の祭りや防災訓練への相互参加など)の取組みに関する報告
- ※ 運営推進会議では、構成員から評価(感想等)を受けるとともに、要望・助言を受けた場合は、事業所ごとに必要な措置を講じてください。

(4) 会議記録の作成・公表・保存

① 議事録の作成

運営推進会議を開催したときは、「運営推進会議議事録」(参考様式3)を作成してください。

② 議事録の公表

ア 会議記録は、各事業所において閲覧できるようにするなどして公表してください。また、利用者家族や利用希望者から求めがあった場合は、必要に応じて配付してください。

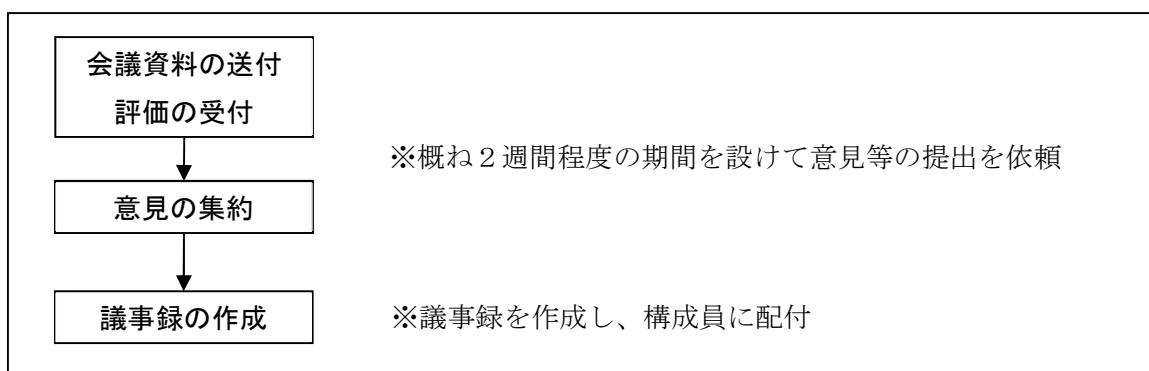
イ 区または長寿サポートセンター(地域包括支援センター)が運営推進会議に出席できなかった場合は、議事録の写しを、開催後概ね1か月以内ご提出ください。(原則、メールまたは郵送でお願いします。)

③ 議事録の保存

事業所は、作成した議事録を、運営推進会議の完結の日から5年間(会議を開催した日が属する年度の翌年度から5年度)保存してください。

3-2 書面開催の場合

新型コロナウイルス感染症の影響により対面での開催が困難な場合は、文書により構成員に意見照会を行ってください。



(1) 会議資料の送付

運営推進会議の内容については、前ページの3-1(3)の例示を参考に事業所ご

とに決めてください。

配付資料等は、別紙「運営状況報告書」（参考様式2）のほか、事業所内を直接見られない構成員に活動状況が伝わるものを作成してください。

(2) 評価の受付

構成員に、事業所運営や会議資料等に対する評価（感想等を含む）を依頼してください。なお、必ずしも全ての構成員から評価が集まる必要はありません。

(3) 意見の集約・議事録の作成

構成員から集まった意見を取りまとめて議事録を作成し、構成員に配付してください。

議事録の公表および保存については、前ページの3-1(4)と同様です。

4 個人情報の取扱いについて

(1) 事業所の活動状況の報告等を行う際には、個人が特定できないよう十分に注意してください。イベント等の写真が掲載された広報誌等についても、利用者や家族の承諾がない場合は、会議出席者への回覧に止め、終了時に回収する等の配慮をお願いします。

(2) 議事録は、公表することを前提とするため、会議の概要のみを記載することとし、個人が特定できないよう十分注意したうえで作成してください。

5 合同開催について

(1) 開催方法の緩和

平成30年介護報酬改定において、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」等が一部改正され、運営推進会議の効率化や事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認められるようになりました。

- ① 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること
- ② 同一の日常生活圏域内（長寿サポートセンターの担当地域）に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。（＝ 江東区では、旧日常生活4圏域内（深川北、深川南、亀戸・大島、砂町）の範囲に所在する事業所とします。）別紙「江東区日常生活圏域」参照
- ③ 合同で開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数数の半数を超えないこと。（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護のみ）
- ④ 外部評価を行う運営推進会議は、単独で開催すること。（小規模多機能型居宅介護のみ）

(2) 留意事項

合同開催を実施する場合は、以下の事項に留意してください。

- ① 合同開催する事業所数は、**全部で3事業所まで**とします。
- ② 以下の例に示すような、単一の事業所に偏った会議内容とならないようにしてください。共催する他の事業所が単なる出席者のみと思われるような場合、合同開催は認められません。
 - ・ 会議時間の大半が単一の事業所による活動内容の発表のみ。
 - ・ 利用者、家族、地域住民が、単一の事業所の関係者のみしか参加していない。なお、参加する各事業所の活動内容の報告後に、メインテーマをひとつの事業所が発表するといった形式は差し支えありません。
- ③ 会議の調整（日程、参加者への依頼、会議内容の取り決め、会議資料および議事録の作成等）、他事業所のサービス内容の模倣、他事業所の利用者の勧誘及び個人情報取り扱い等、事業所間でトラブルのないように円滑に進めてください。

(3) 他の地域密着型サービスを併設している場合の取扱い

認知症対応型共同生活介護事業所など、運営推進会議を開催しなければならないサービスが併設されている場合は、従前のおり、5(1)の要件に関わらず、合同で運営推進会議を開催しても差し支えありません。

※ 但し、議事録はサービス毎に作成してください。

6 運営推進会議に関するQ&A

<構成員>

Q 1 構成員の都合がつかず全員揃わない場合でも、運営推進会議を開催しても良いですか。

A 1 できるだけ多くの構成員が参加し、多様な意見が反映されることが望ましいですが、全員が揃わないと会議が成立しないわけではありません。

ただし事業所関係者及び利用者以外の構成員が最低1人以上出席するようにしてください。

また、議事録は、欠席した構成員にも配付してください。

Q 2 地域の代表者は、複数の事業所の構成員になってもよいのでしょうか。

A 2 本人が承諾していれば構いません。

Q 3 利用者家族の参加が少ないです。どうしたらよろしいですか？

A 3 運営推進会議の構成員は、利用者の家族だけではなく、地域住民の代表、知見を有する者、区または地域包括支援センター職員等とされています。運営推進会議は、必ずしも多数の家族が参加して、家族中心にして行う必

要性はなく、構成員がバランスよく参加し、多様な意見が会議で反映されることが望ましいと考えられます。運営推進会議と家族会は分けて実施してください。

<運営方法>

Q 4 運営推進会議は、概ね6月に1回開催することとなっていますが、議題を出すのが大変です。どうしたらよいですか？

A 4 会議では、事業所の活動（稼働）報告や利用者家族からの要望の聞き取りだけでなく、事業所において検討したい内容や改善したい項目などについて自由に議題を設定してください。「議題」と堅苦しく考えず、各構成員が率直な意見交換を行えるような雰囲気作りに努めてください。

Q 5 運営推進会議でのお茶代などの経費や、構成員の交通費は誰が負担するのですか。また、地域の代表者や知見を有する方の参加に対しての謝礼は必要ですか。

A 5 交通費等の実費については、近隣の方々をお呼びすることを想定しており、ほぼ発生しないと考えます。また、場所代やお茶代等の運営経費が発生する場合は、事業所が負担することになると考えます。

なお、謝礼金を支払うことは、基本的にボランティアの一環と考えていますので必要ないと考えます。

Q 6 普段、事業所で提供している食事を運営推進会議のなかで試食会として提供してもよいですか。

A 6 食事等の提供は、接待や衛生面を考慮して、望ましくないと考えます。普段、事業所で提供している食事メニュー、味付け、柔らかさ、食材の切り方の工夫等を家族等の参加者に向けて紹介するために、少量の試食を実施することは、趣旨としては差し支えないと考えられますが、感染拡大防止の観点からは控えていただくことを推奨します。

Q 7 運営推進会議は、事業所内で開催しないといけないのですか。

A 7 必ずしも事業所内に限定されるわけではありません。町会・自治会会館で開催している事業所もあります。ただし、飲食店など不特定多数の人が集う場所での開催については、個人情報保護に留意する必要があります。事業所内で開催できなかった場合は、事業所の見学も行うよう努めてください。

Q 8 会議の時間はどのくらいに設定すれば良いのですか。

A 8 特に決まりはありませんが、概ね1時間程度で設定しているところが多いです。

Q 9 例えば、クリスマス会等のイベントの開催に、会議構成メンバーに参加していただくことをもって、運営推進会議を行ったということにしても良いですか。

A 9 イベントに参加していただくことは大いにけっこうなことです。そのイベント自体を運営推進会議とすることはできません。例えば、一部、二部制にするなど、分けて行ってください。

Q10 結果的に、事業所職員だけで会議を行った場合、運営推進会議としてカウントできますか。

A10 運営推進会議の趣旨から考えても、少なくとも外部の方(利用者を除く)が1名以上参加できない場合には、カウントすることはできません。

Q11 グループホームと地域密着型通所介護の組み合わせで合同開催は可能ですか。

A11 可能です。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、会議体が異なるため、他のサービス事業所との合同開催はできません。

Q12 感染拡大防止のため対面開催を中止し、「運営状況報告書」等の会議資料を構成員に配付した場合、運営推進会議としてカウントできますか。

A12 「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準」等では、定期的に運営推進会議による評価を受け、要望、助言等を聴く機会を設けることとされています。

一方的に資料を配付するだけでなく、活動状況を報告したうえで、意見等を受け付けてください。

7 問い合わせ先

江東区福祉部福祉課事業者指定係

電話番号：03-3647-4961

F A X：03-3647-9186

メー ル：kaigo-shitei@city.koto.lg.jp

平成28年6月

平成30年4月 改定

平成31年4月 改定

令和5年1月 改定

江東区日常生活圏域

旧圏域（深川北、深川南、亀戸・大島、砂町）の各範囲内の事業所で運営推進会議の合同開催が可能。

（令和3年3月現在）

旧圏域	日常生活圏域 (長寿サポートセンター担当地域)	地域
深川北	白河	常盤、新大橋、森下1・2、三好3・4、白河、高橋
	海辺	千石、石島、千田、海辺、扇橋
	住吉	森下3~5、猿江、住吉、毛利
	平野	清澄、平野、三好1・2、佐賀、福住、深川、冬木、 門前仲町、木場3
	古石場	永代、富岡、牡丹、古石場、越中島、木場2
深川南	東陽	木場4・5、東陽
	塩浜	塩浜、潮見、木場1・6
	豊洲	豊洲、東雲、有明、青海、海の森
	枝川	枝川、辰巳
亀戸・大島	亀戸	亀戸1・2・6
	亀戸北	亀戸3~5
	亀戸東	亀戸7~9
	大島	大島3・5・6
	大島西	大島1・2・4
	大島東	大島7~9
砂町	北砂西	北砂1~3、5
	北砂東	北砂6、東砂1・2
	北砂南	北砂4・7、南砂4・5
	東砂	東砂3~7
	南砂	南砂1・2
	新砂	東砂8、南砂3・6・7、新砂、新木場、夢の島、若洲